様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年　　10月　　4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　みついすみともかーどかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　三井住友カード株式会社  （ふりがな）　　　　　　　　　　おおにし　ゆきひこ  （法人の場合）代表者の氏名　　　　　　　大西　幸彦  住所　〒541-0042  大阪府大阪市中央区今橋4-5-15  法人番号　3120001082353  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①ホームページ（経営理念）  ②ホームページ（DXの推進） | | 公表日 | ①2020年4月1日  ②2022年8月22日（改定日：2024年8月28日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①「会社案内トップ」→「経営理念」  https://www.smbc-card.com/company/info/rinen.jsp  ②「会社案内トップ」→「取り組み」→「DXの推進」  https://www.smbc-card.com/company/project/dx.jsp | | 記載内容抜粋 | ①「中期的ビジョン」として、「お客さまに選ばれ、お客さまの決済をあらゆるシーンで支える“デジタル”＆”イノベーション”カンパニー」を公表  ②その実現に向けた方向性として、DX推進に関するDXビジョンをHPで公表  DXを加速することで、お客さまや社会の多様なニーズにデジタルベースで応え、新たな付加価値の創造をめざしています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①取締役会決議に基づき、中期経営計画にて経営理念を策定  ②取締役会決議の中期経営計画内で策定した経営理念に基づき作成 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ホームページ（DXの推進） | | 公表日 | 2022年8月22日（改定日：2024年8月28日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「会社案内トップ」→「取り組み」→「DXの推進」ページ内の『DX推進に向けて』と『社内での取り組み』  https://www.smbc-card.com/company/project/dx.jsp | | 記載内容抜粋 | 「DX戦略についてHPで公表」  弊社は、多様化するお客さまのあらゆるニーズに対応するため、社内オペレーションのデジタル化による高度化・高速化やデータ分析力の強化を目指し、以下の社内DXに注力します。  ・RPAやAIツールの活用によるオペレーションの無人化  ・RPAの従業員開発による自社開発パワーの強化  ・社内データの顧客ニーズ分析、パーソナライズへの 利活用  ・データ人材の育成  ・顧客利用データの蓄積による社内の不正検知システムの 精度向上  「データ活用を組み込んだDX戦略についてHPで公表」  お客さまの安心・安全をまもるための取組として、膨大な顧客の利用データを蓄積・解析し、顧客1人ひとりの利用パターンと利用内容の乖離度をリアルタイムで判定することで、社内の不正検知システムの精度向上を図るとともに、顧客の真正利用阻害の防止に繋げ、お客さまからの利用不可に関する照会の削減にも取り組んでいます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会決議の中期経営計画、2024年度業務計画で策定した主要戦略に基づき作成 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「会社案内トップ」→「取り組み」→「DXの推進」ページ内の『推進体制』  https://www.smbc-card.com/company/project/dx.jsp | | 記載内容抜粋 | 「DX戦略推進に必要な体制・組織、人材の育成・確保についてHP上で公表」  弊社では、社内DXを推進する体制として、デジタル化などによる効率化施策の統括、推進を所管するオペレーションサービス本部内にRPAなどのオペレーション業務のロボット化を推進するイノベーションサポート推進部を設置しています。 また、カードセキュリティに関する企画や不正検知システムの企画、運用を行うカードセキュリティ統括部や、その他にも社内のデジタル開発力・データ分析力の強化を目的にデータ戦略部を設置しています。なお、データ戦略部には従業員のデータ分析環境の構築やデータ分析研修などの企画・実行を担当するデータ人材育成機関を設けています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「会社案内トップ」→「取り組み」→「DXの推進」ページ内の『社内での取り組み』  https://www.smbc-card.com/company/project/dx.jsp | | 記載内容抜粋 | 「DX戦略推進に必要なITシステムの環境整備についてHPで公表」  弊社では、RPAやAI-OCRなどの技術を用いたデータ活用による効率化などのデジタル化案件に対する資源投入の優先度を高めた予算配分や顧客の膨大な利用データを解析・保管するデータベースやそのデータベースと既存の社内システムを繋ぐ連携システムの構築に着手するなど、社内の新たなDX取組に活用する環境整備に取り組んでいます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ホームページ（DXの推進） | | 公表日 | 2022年8月22日（改定日：2024年8月28日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「会社案内トップ」→「取り組み」→「DXの推進」ページ内の『弊社がめざす指標』  https://www.smbc-card.com/company/project/dx.jsp | | 記載内容抜粋 | 「DX戦略の達成度を測る指標をHP上で公表」  ・AI-OCRやRPA、マクロなどのデジタル技術の活用による オペレーション削減時間  ・クレジットカードの不正利用防止率、利用に対する セキュリティ保留率 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年8月22日（改定日：2024年8月28日） | | 発信方法 | 「会社案内トップ」→「取り組み」→「DXの推進」ページ内の『DX推進宣言』  https://www.smbc-card.com/company/project/dx.jsp | | 発信内容 | 「代表取締役社長によるDX宣言をHP上で公表」  現在、決済ビジネスは激しい環境変化に直面しており、お客さまや社会のニーズも多様化しています。私たち三井住友カードはこの多様化するニーズをチャンスととらえ、社内DXの加速等によるデジタル化の推進で新たなお客さま体験の創造や社会課題の解決に取り組みます。 具体的には、社内におけるオペレーション業務に関し、データ活用およびデジタル化による効率的な社内の業務運営を追求していきます。また、オペレーション業務の高度化・高速化を図ることで、お客様の利便性・満足度向上に繋げることや、デジタル技術を活用したデータ分析・データビジネスの展開により、お客さまに向けた新たな価値の提供等に注力していきます。 これらの取組みの実現には、高度なデータ人材の確保と育成が必要不可欠なため、デジタル人材の育成環境整備や、イノベーティブな社内風土の醸成にも取り組んでいきます。 「便利」「安心・安全」「お得」なキャッシュレス社会をめざし、全社一丸となってDXを加速することをお約束します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年8月頃　～2024年7月頃  毎年原則年3回実施 | | 実施内容 | 社長の指名するメンバーで構成されるシステム戦略会議の開催を規程。本会議において、システムリスクやサイバーセキュリティに関する環境変化や課題認識を報告し、課題の把握を実施。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ① 2019年10月～継続実施中  ② 2022年5月～12月  ③ 2024年4月 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ対策として、以下取り組みを実施。  ①案件に対するサイバーセキュリティ審査制度の実施  業務要件定義の段階から、サイバーセキュリティリスク検証を行う体制を整備。具体的には、業務要件定義書の雛形を制定しており、その雛形において、サイバーセキュリティ評価に関するチェック項目を用意。各部には本チェック項目を案件内容に照らし、一つでも該当項目があった場合は、別途、「サイバーセキュリティ評価シート」を作成するよう義務化。システム本部のサイバーセキュリティ担当グループが本評価シートを確認のうえ、リスク観点での評価を実施。  ②TLPT（Threat-Led Penetration Testingの略）の実施  外部コンサル会社（PwC）を用いたTLPTにて、セキュリティ体制の構築・対策の実施状況の有効性を確認。  ③経営層向けサイバーセキュリティセミナーの実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。